

## ISAF 広告規定の違反に対する裁量ペナルティーポリシー

このメッセージはいずれの規則も変更していません。

国民体育大会（国体）においては、公益財団法人日本体育協会の「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン」（平成 22 年 12 月 16 日制定）に基づき、競技者の広告は認められていません。国体における競技者広告の表示は、ISAF 広告規定 20.2.4 に違反します。

ISAF 広告規定 20.7 で認められている製造業者とセールメーカーのマークは、競技者広告ではないため、国体においても認められます。但し、ISAF 広告規定 20.7 で認められる範囲を超えるマークは、それが製造業者またはセールメーカーが貼付または印刷したものであったとしても、これを表示することを選択した競技者による広告と見なされますので、国体においては違反となります。

艇またはボードの ISAF 広告規定違反が審問で明らかになった場合、ISAF 広告規定 20.9 に基づき、その艇またはボードに課されるペナルティーはプロテスト委員会の裁量に委ねられており、その裁量の範囲は「ペナルティー無し」から「DSQ」までです（規則 2 や規則 69 にも違反した場合にはこの限りではありません）。

**今大会においては**、以下の 1 から 4 の全ての条件が満たされていることが審問で明らかになった場合には、プロテスト委員会による裁量ペナルティーは「ペナルティー無し」とします。

1. 表示された広告は、製造業者またはセールメーカーが、広告表示について競技者の同意を得ること無く、ISAF 広告規定 20.7 で認められる範囲を超えて貼付・印刷等したものであった。
2. JSAF 国体委員会による通知「国民体育大会における製造業者等のマーク表示について」がホームページに掲載された 2014 年 8 月 4 日からでは、経済的理由その他の理由により、広告が貼付・印刷等されていない代替の装備を今大会までに入手することが困難であった。
3. 艇またはボードは、広告を表示しないために、常識的に可能な努力をした。

この努力には、例えば広告の上からテープ等でマスキングを施す場合には、常識的に可能な範囲で最も剥がれにくいと期待できる方法でマスキングを施すことや、そのマスキングが剥がれていないことを出艇や帰着の都度確認すること等を含む。

艇またはボードは、装備の価値や性能を明らかに損なう方法や、艇またはボードの安全性を損なう可能性のある方法を取る必要はないが、その他の常識的に可能な方法で広告を表示しないための努力をしなければならない。

4. 艇またはボードは、自らの違反を、速やかにプロテスト委員会に申し出た。

セーリング競技においては一般に、規則違反した艇またはボードには、抗議されたか否かに関わらず自発的にペナルティーを履行すること（違反した規則が裁量ペナルティーの対象である場合にはプロテスト委員会に報告すること）が求められる。

例えば適切に施したマスキングが偶発的に剥がれた結果として広告が露出してしまった場合でも、レース委員会またはプロテスト委員会からの抗議を待つて申し出た場合には、「ペナルティー無し」となることは無い。

2015 年 7 月 6 日  
プロテスト委員長

曾田 剛